第46号議案

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内 の住居表示の方法について (大井町)

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項の規定により、本市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図1及び別図2のとおり定め、当該区域内における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

令和2年8月31日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内 の住居表示の方法について (大井町)

本市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図1及び別図2のとおり定め、当該区域内における住居表示の方法は、街区方式によるものとすること。



